

## 環境影響評価法の改正について

### 1 改正の背景

法の施行から10年が経過する中で、把握された課題等を踏まえ、更なる取組の充実、及び、生物多様性の保全や地球温暖化対策等の多様化・複雑化してきた環境政策の課題への対応をするために、法の改正がなされた。

### 2 主な改正内容

#### (1) 配慮書の手続の創設 (H25.4 施行)

事業の早期段階における環境配慮を図るため、第一種事業を実施しようとする者に対し、事業の位置・規模等を選定するにあたり、環境の保全のために配慮すべき事項について検討を行い、計画段階配慮書を作成することを義務化し、その結果を踏まえ、方法書以降の手続を行うこととした。なお、第二種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮書手続ができること(任意)とした。

(参考) H24.4 に環境影響評価項目等選定指針などに関して、対象事業種に関わらず横断的に基本となるべき事項である「基本的事項(環境省告示)」が改正された。現在、対象事業種ごとの技術的指針を定める「主務省令」が各省庁からパブコメを経て順次公布されている。また、環境省は現在計画段階配慮技術手法に関する検討会を設置し、配慮書に関する「技術ガイド」の作成に向けて検討している。

#### (2) インターネット公表の義務化 (H24.4 施行)

電子化の進展を踏まえ、インターネットの利用等による環境影響評価図書のインターネットによる公表を義務化した。

#### (3) 報告書手続の創設 (H25.4 施行)

環境影響評価手続における不確実性を補う観点から、実施状況を明らかにすることの意義が大きい事後調査や、当該事後調査により判明した環境状況に応じて講ずる措置及び評価書作成時点では効果が得られるかどうか確実でない環境保全措置について、一般に公表し、行政機関に報告することが事業者には義務付けられ、措置内容の充実を図るために行政機関が意見を述べるができることとした。

#### (4) 方法書手続の改正 (H24.4 施行)

法施行後に作成されている方法書の実態として、図書紙数の分量が多く、内容も専門的なものとなっていること等を踏まえ、事業者には、要約書の作成及び方法書説明会の実施を義務化した。

<参考>

#### (5) 政令で定める市から事業者への直接の意見提出 (H24.4 施行)

事業影響地域が一つの政令で定める市の区域内に収まっている場合は、当該市の長が直接意見を述べる。

H23.10 政令改正(神戸市と尼崎市を指定)

#### (6) 風力発電所の追加 (H24.10 施行)

H23.6 「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会」報告書[対象規模や評価項目等について検討]

H23.11 政令改正(1種事業:1万kW以上、2種事業:7,500kW以上1万kW未満)

H24.4 省令改正(経産省)(風力発電に係る評価項目、調査・予測・評価の手法)  
環境省は騒音・低周波音ガイドラインをH24年度以降に作成予定。